

○山鹿市個人情報保護条例

平成19年12月25日

条例第27号

改正 平成21年3月24日条例第1号

平成22年3月19日条例第3号

平成27年3月24日条例第9号

平成27年9月16日条例第34号

平成28年3月18日条例第1号

平成30年3月29日条例第2号

山鹿市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例（平成17年山鹿市条例第11号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条—第13条）

第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 個人情報の開示（第14条—第27条）

第2節 個人情報の訂正（第28条—第35条）

第3節 個人情報の利用停止（第36条—第39条）

第4節 審査請求等（第39条の2—第43条）

第5節 他の法令等との調整等（第44条）

第4章 山鹿市個人情報保護審査会（第45条—第48条の2）

第5章 雑則（第49条—第53条）

第6章 罰則（第54条—第58条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障することにより、市政の適正かつ公正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含

む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
- (3) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (6) 実施機関 市長（水道事業の管理者の権限を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業の管理者、消防長及び議会をいう。
- (7) 事業者 法人等及び事業を営む個人をいう。
- (8) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (9) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録その他これらに類するものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ アに掲げるもののほか、本市の博物館等において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの

（平22条例3・平27条例9・平27条例34・平30条例2・一部改正）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関する必要な施策を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに当たっては、本市が実施する個人情報の保護に関する施策に協力するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、本市が実施する個人情報の保護に関する施策に協力するとともに、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければ

ならない。届け出た事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (4) 個人情報の記録項目
 - (5) 個人情報の対象者の範囲
 - (6) 個人情報の収集先
 - (7) 個人情報の収集方法
 - (8) その他規則で定める事項
- 2 市長は、前項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 前2項の規定は、本市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

(情報収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明その他の事由により、本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
 - (7) 他の実施機関から提供を受けるとき。
 - (8) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、第45条第1項に規定する山鹿市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、本人から収集することとしたのでは個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生ずるおそれ又は円滑な実施が困難となるおそれがあると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、本人から書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報

を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その個人情報取扱事務の目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 収集の状況からみて個人情報取扱事務の目的が明らかであると認められるとき。
- 4 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 審査会の意見を聴いた上で、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要不可欠と認めるとき。

(平27条例34・平30条例2・一部改正)

(適正な維持管理)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的に照らし、保有する必要がなくなった個人情報を含む公文書を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的、文化的又は学術的資料として管理する必要があるものについては、この限りでない。

(平30条例2・一部改正)

(職員等の義務)

第9条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。

- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 実施機関が当該実施機関の所掌する個人情報取扱事務に必要な限度で個人情報を内部利用する場合において、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (7) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受けるものがその所掌する事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

(平 2 7 条例 3 4 ・ 一部改正)

(特定個人情報の利用の制限)

第 1 0 条の 2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を当該実施機関の内部において利用することができる。ただし、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関の内部において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平 2 7 条例 3 4 ・ 追加 ・ 一部改正)

(特定個人情報の提供の制限)

第 1 0 条の 3 実施機関は、番号法第 1 9 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(平 2 7 条例 3 4 ・ 追加)

(オンライン結合の制限)

第 1 1 条 実施機関は、オンライン結合（通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。）により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、オンライン結合により個人情報を提供することができる。

(提供先への措置の要求等)

第 1 2 条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報について、使用目的及び使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は適切に取り扱う

ための必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(外部委託等に関する措置)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするとき、又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせようとするときは、その契約又は協定において、委託を受けたもの又は指定管理者（以下「個人情報取扱事務受託者等」という。）が講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

2 個人情報取扱事務受託者等は、前項の契約又は協定に基づき安全確保の措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事務受託者が行う実施機関の個人情報取扱事務又は公の施設の管理の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 個人情報の開示

(開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報（市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務に係るものを除く。以下「自己情報」という。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

(平27条例34・一部改正)

(開示請求の手続)

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書の記載事項に不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平27条例34・平30条例2・一部改正)

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に記録されてい

る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報及び実施機関との契約に関する支出に係る公文書に記録されている情報に含まれる当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名を除く。
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (6) 個人の評価、診断、選考、指導等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（平 2 7 条例 3 4 ・ 平 3 0 条例 2 ・ 一部改正）

（個人情報の部分開示）

第 1 7 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報の部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の個人情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（裁量的開示）

第 1 8 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報（第 1 6 条第 1 号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

（個人情報の存否に関する情報）

第 1 9 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第 2 0 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨（一部開示の場合は、その理由を含む。）、開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的及び開示の実施に関し規則で定める事

項を書面により通知しなければならない。ただし、第7条第3項第2号又は第3号に該当する場合における当該個人情報取扱事務の目的については、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をした場合において、当該個人情報の全部又は一部が第16条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を第1項又は前項の規定による通知書に付記しなければならない。

（平22条例3・一部改正）

（開示決定等の期限）

第21条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求書が提出された日の翌日から起算して14日以内にならなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求書が提出された日の翌日から起算して45日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第22条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、前条第2項に規定する期間内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限

（開示請求事案の移送等）

第23条 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第20条第1項の決定（以下「開示決

定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平 2 7 条例 3 4 ・ 一部改正)

(第三者に対する意見書提出の付与等)

第 2 4 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者（開示請求者が代理人である場合にあつては、本人）以外の者（以下この章において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとする場合にあつて、当該第三者に関する情報が第 1 6 条第 3 号イ又は同条第 4 号ただし書に該当する情報と認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を第 1 8 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に係る情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 1 4 日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後速やかに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平 2 7 条例 3 4 ・ 一部改正)

(開示の実施)

第 2 5 条 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。

2 個人情報の開示は、当該個人情報が記録されている次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとし、開示の具体的方法については規則で定める。

(1) 文書又は図画にあつては、個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録にあつては、個人情報に係る部分の視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類及び情報化の進展状況等を勘案した方法

3 実施機関は、前項の閲覧の方法による個人情報の開示を行うことにより、当該個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第 1 7 条の規定による開示を行うときその他合理的な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該個人情報が記録されている公文書の写しにより、又は当該公文書から出力し、若しくは採録したものにより開示することができる。

4 第15条第2項の規定は、第2項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(費用の負担)

第26条 前条第2項及び第3項の規定により個人情報の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示手続の特例)

第27条 実施機関があらかじめ定める個人情報については、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭その他の方法により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第20条から第25条までの規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。

3 第15条第2項の規定は、第1項の規定による開示請求を行う者について準用する。

第2節 個人情報の訂正

(訂正の請求)

第28条 開示を受けた自己情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して他の法令等に特別の定めがあるとき又は訂正しないことに正当な理由があるときは、この限りでない。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正請求について準用する。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第29条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第15条第2項の規定は訂正請求をしようとする者について、同条第3項の規定は訂正請求書について準用する。この場合において、同項中「開示請求をした者」及び「開示請求者」とあるのは、「訂正請求をした者」と読み替えるものとする。

(平30条例2・一部改正)

(個人情報の訂正義務)

第30条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第31条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、当該個人情報の訂正を行った上で、当該訂正請求をした者（以

下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正しないときは、その旨の決定をし、当該訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 理由の付記に関する第20条第1項又は第2項の規定は、第1項又は前項の規定による訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をしないときについて準用する。

(個人情報の提供先への通知)

第31条の2 実施機関は、前条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)(第34条第3項の訂正決定を含む。)に基づく個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平27条例34・追加・一部改正、平30条例2・一部改正)

(訂正決定等の期限)

第32条 第31条第1項及び第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求書が提出された日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第29条第2項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第21条第2項の規定は、前項の決定について準用する。この場合において、「開示請求書」とあるのは「訂正請求書」と、「45日」とあるのは「60日」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と読み替えるものとする。

(平27条例34・一部改正)

(訂正決定等の期限の特例)

第33条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等を行う期限

(訂正請求事案の移送)

第34条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報第23条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実

施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(平27条例34・一部改正)

(第三者に対する意見書提出の付与等)

第35条 第三者に対する意見書の提出に関する第24条の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。この場合において、「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と、「開示決定」とあるのは「訂正決定」と読み替えるものとする。

第3節 個人情報の利用停止

(利用停止の請求)

第36条 開示を受けた自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用停止に関して他の法令等に特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき若しくは第10条若しくは第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第10条、第10条の3又は第11条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。
- 3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

(平27条例34・平30条例2・一部改正)

(利用停止請求の手續)

第37条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第15条第2項の規定は利用停止請求をしようとする者について、同条第3項の規定は利用停止請求書について準用する。この場合において、同項中「開示請求をした者」及び「開示請求者」とあるのは、「利用停止請求をした者」と読み替えるものとする。

(平30条例2・一部改正)

(個人情報の利用停止義務)

第38条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために

必要な限度で、当該個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第39条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、当該個人情報の利用停止を行った上で、当該利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部について利用停止しないときは、その旨の決定をし、当該利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 理由の付記に関する第20条第1項又は第2項の規定は、第1項又は前項の規定による利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をしないときについて準用する。

4 第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求書が提出された日の翌日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第37条第2項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

5 第21条第2項の規定は、前項の利用停止決定等について準用する。この場合において、「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書」と、「45日」とあるのは「60日」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と読み替えるものとする。

6 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第4項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

7 第三者に対する意見書の提出に関する第24条の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。この場合において、「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、「開示決定」とあるのは「第39条第1項の利用停止の決定」と読み替えるものとする。

第4節 審査請求等

(平28条例1・改称)

(審理員による審理手続の適用除外)

第39条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(平28条例1・追加)

(審査会への諮問等)

第40条 開示決定等、訂正決定等、利用決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停

止請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正請求又は利用停止請求と同一の内容での訂正をし、又は利用停止をすることとするとき。
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の審査請求に対する裁決を行わなければならない。

（平28条例1・一部改正）

（諮問をした旨の通知）

第41条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（平28条例1・一部改正）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第42条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思表示をしている場合に限る。）

（平28条例1・一部改正）

（苦情の処理）

第43条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第5節 他の法令等との調整等

第44条 法令等（山鹿市情報公開条例（平成17年山鹿市条例第10号）を除く。）に自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。）の開示又は訂正その他これらに類する手続が規定されているときは、その定めるところによる。

2 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条

第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (3) 博物館その他これらに類する市の施設において、一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報

（平21条例1・平27条例34・一部改正）

第4章 山鹿市個人情報保護審査会

（山鹿市個人情報保護審査会）

第45条 実施機関の諮問に応じ、第40条第1項に規定する審査請求、番号法第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いその他個人情報の保護に関する事項について調査審議をするため、山鹿市個人情報保護審査会を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、公正性及び中立性が確保され、かつ、個人情報の保護に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が必要であると認めるときは、この限りでない。
- 8 前各項及び次条から第48条の2までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（平27条例34・平28条例1・平30条例2・一部改正）

（審査会の調査権限）

第46条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る個人情報が記録されている公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を請求することはできない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（平28条例1・一部改正）

（意見の陳述等）

第47条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。この場合において、審査会は、その必要がないと認めるときは、当該機会を付与しないことができる。

2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するものとする。

（平28条例1・一部改正）

（提出資料の閲覧等）

第48条 審査請求人等は、審査会に対し、第46条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定により審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（平28条例1・一部改正）

（答申書の送付等）

第48条の2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（平28条例1・追加）

第5章 雑則

（事業者等に対する情報提供）

第49条 市長は、個人の権利利益を保護するため、事業者及び市民に対し、個人情報の取扱いに関する情報の提供その他必要な施策の推進に努めなければならない。

（出資法人の措置）

第50条 本市が出資している法人であって規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人が保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第51条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（運用状況の公表）

第52条 市長は、毎年度1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、

これを公表するものとする。

(委任)

第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

第54条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条第3項の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した公文書をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 第45条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第58条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報の収集、保管等に係る業務については、この条例の相当規定により行った個人情報の収集、保管等とみなす。

附 則（平成21年3月24日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第3号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の山鹿市情報公開条例又は山鹿市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている開示の請求その他の行為で、病院事業に係るものについては、この条例による改正後の山鹿市情報公開条例又は山鹿市個人情報保護条例の規定により病院事業の管理者がした処分その他の行為又は病院事業の管理者に対してされた開示の請求その他の行為とみなす。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定

める。

附 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月16日条例第34号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第16条の改正規定（同条第2号に係る部分を除く。）、第24条第2項の改正規定、第31条の次に1条を加える改正規定及び第45条第1項の改正規定
公布の日

(2) 第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に定める日

附 則（平成28年3月18日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

4 第7条の規定による改正後の山鹿市個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされる山鹿市個人情報保護条例第21条第1項に規定する開示決定等、同条例第32条第1項に規定する訂正決定等、同条例第39条第4項に規定する利用停止決定等又は施行日以後にされる同条例第14条第1項に規定する開示請求、同条例第28条第1項に規定する訂正請求若しくは同条例第36条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた当該開示決定等、当該訂正決定等、当該利用停止決定等又は施行日前にされた当該開示請求、当該訂正請求若しくは当該利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。